Ⅷ　国際金融都市の推進

○施策の体系（令和８年８月１日現在）

国際金融都市の推進

「国際金融都市・東京」の実現

「国際金融都市・東京」の実現に向けた企画・立案
- グローバルアドバイザー及び国際金融フェローの設置
- 金融プロモーション組織「FinCity.Tokyo」との連携
- シティ・オブ・ロンドンとの交流・協力
- 金融・資産運用特区の取組の推進
- 都内経済の活性化に向けた規制改革等に関する国への提案要求
- サステナブル・レジリエントファイナンスの推進

「国際金融都市・東京」の実現
- 官民連携ファンドを活用した社会課題解決に向けた取組
- ＳＤＧｓファイナンス促進支援事業
- 金融機関と連携したサステナビリティ経営促進事業
- サステナビリティ経営推進情報発信ポータルサイト
- Tokyo Sustainable Finance Weekの実施
- 東京金融賞の実施
- フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業
- フィンテック企業に対する海外進出支援事業
- フィンテック産業における協業基盤整備支援事業
- デジタル証券（セキュリティトークン）市場拡大促進事業
- ステーブルコイン社会実装促進事業
- 都内のキャッシュレス決済比率の継続的な把握調査
- 資産運用業の活性化
- 国際金融エキスパート育成事業
- ファイナンシャル・ウェルビーイング実現支援事業
- TOKYOクロスオーバーファンド（企業価値向上支援・資本市場活性化）

戦略的な海外プロモーションの推進

ビジネス・生活環境整備
- 東京開業ワンストップセンター事業
- ビジネスコンシェルジュ事業
- 外国人材等に対する英語での生活環境整備
- グローバルファイナンシャル企業等誘致・進出支援事業
- 外国企業誘致の更なる推進
- インターナショナルスクール設立等支援事業

戦略的な情報発信
- 世界に向けた戦略的なプロモーション
- 海外メディアを活用した認知度向上施策
- 都内企業の国際戦略に向けた海外IR支援事業

第１　「国際金融都市・東京」の実現

都が目指す「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」を実現するため、「金融・資産運用特区」も活用しながら必要となる制度見直しや規制緩和等に取り組み、金融の力を活用して社会課題の解決に繋げていくことで、東京だけではなく日本全体やアジアの成長に貢献していく。

「国際金融都市・東京」構想 2.0 に基づき、国や関係機関、民間事業者のほか、シティ・オブ・ロンドンなど国内外のプレイヤーとも連携しながら、金融プロモーション組織「一般社団法人東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）」とともに様々な取組を進める。

１　「国際金融都市・東京」の実現に向けた企画・立案

東京が世界をリードする国際金融都市としての地位を確保するべく、「国際金融都市・東京」構想 2.0 に基づく取組を通じて、グリーンファイナンスの推進、金融のデジタライゼーション、多様な金融関連プレイヤーの集積を３つの柱に据え、サステナブル・リカバリーやグローバルな経済成長、社会課題の解決を実現し、その成果を都民へ還元することを目指す。

(1)　経緯

平成 28 年 11 月　国際金融都市・東京のあり方懇談会（平成 29 年 10 月までに計８回開催）
平成 29 年 11 月　「国際金融都市・東京」構想公表
令和　２年 11 月　「国際金融都市・東京」構想に関する有識者懇談会
（令和３年６月までに計５回開催）
令和　３年　６月　「Tokyo Green Finance Initiative（ＴＧＦＩ）」を提言
令和　３年 11 月　「国際金融都市・東京」構想 2.0 公表

(2)　構想実現に向けた体制

構想を実現するため、金融庁をはじめとする国の行政機関、金融業界をはじめとする民間事業者、教育機関等と連携を深め、具体的な施策を推進していく。

ア　グローバルアドバイザー及び国際金融フェローの設置

金融に関する大所高所からの意見やグローバルな趨勢の情報提供、東京都の施策の方向性等について助言をいただくため、都の国際金融都市に係る「グローバルアドバイザー」を設置している。また、専門的助言、支援等の体制を強化し、取組を加速化するため、「国際金融フェロー」を設置している。

イ　金融プロモーション組織「FinCity.Tokyo」との連携

海外プロモーション活動推進の一翼を担う、官民一体の「東京版金融プロモーション組織」として、一般社団法人東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）が、国内の主要な銀行や証券会社等、金融業界を支える幅広い民間主体の参画の下、平成 31 年４月に設立された。「国際金融都市・東京」の実現に向けて、都と FinCity.Tokyo との役割分担の下、緊密に連携・協働しながら、国内外での情報発信や海外金融プロモーション組織との連携、金融系外国企業等の誘致等の取組を進めている。

ウ　シティ・オブ・ロンドンとの交流・協力

平成 29 年 12 月には、ロンドンの金融機能の中枢を占めるシティ・オブ・ロンドンと、金融分野の合意書（ＭＯＵ）を締結し、金融関連事業者を対象としたグリーンファイナンスや金融の活性化等に関するセミナーの共催、定期的な意見交換、職員の研修派遣等を実施している。令和７年９月には、合意書を改訂し、両都市の更なる連携強化を図るとともに、金融イノベーションの促進や日英間の投資拡大に向けた取組を一層推進していく。

(3)　金融・資産運用特区の取組の推進

都は、「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」を目指し、グローバルに資金や人材、技術・情報を呼び込むゲートウェイとなり、金融の力を活用して社会課題の解決に繋げていくことで、東京だけではなく、日本全体やアジアの成長に貢献していく。こうした都市を実現していくために必要となる制度見直しや規制緩和等について、令和６年２月、金融・資産運用特区の指定に向けた提案を行った。なお、同特区の提案以降、提案主旨を踏まえた金融商品取引法等の法改正がなされるなど、提案の一部が実現している。

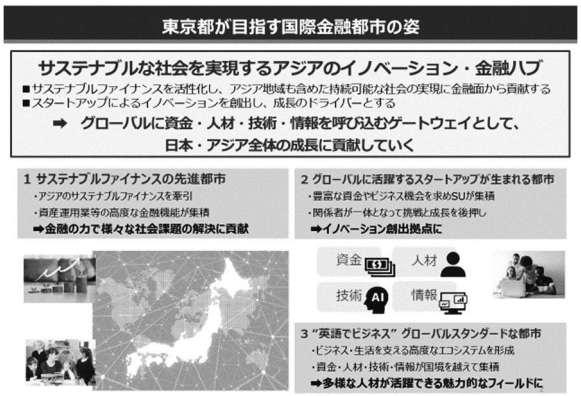
ア　経緯

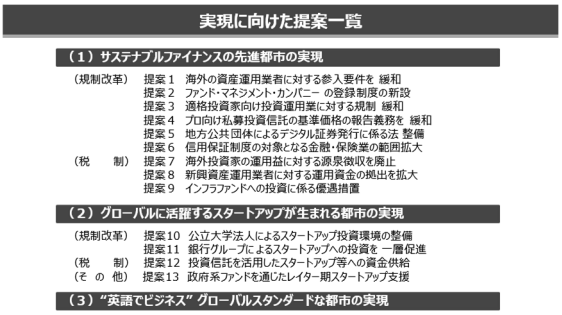
令和５年 11 月　資産運用立国の実現に向けた国への提言

令和６年２月　「金融・資産運用特区」に関する提案

令和６年６月　「金融・資産運用特区」として指定

イ　都の提案概要





(4)　都内経済の活性化に向けた規制改革等に関する国への提案要求

東京が海外の高度人材から選ばれる都市となるため、国家戦略特区、総合特区制度等の活用により、多岐にわたる分野で提案を行う。

(5)　サステナブル・レジリエントファイナンスの推進

レジリエンス分野への投資を促進し、持続可能で強靭な社会を実現していくため、G-NETS 参加の海外都市との連携等を通じて、「サステナブル・レジリエントファイナンス」の基準の作成や普及に向けた取組を実施する。

２　「国際金融都市・東京」の実現

≪サステナブルファイナンスの推進≫

(1)　官民連携ファンドを活用した社会課題解決に向けた取組

都の官民連携ファンドは、都の出資を呼び水として民間の資金やノウハウを引き出し、新

たな資金の流れを創出することなどを通じて、政策目的の実現につなげていくことを目的とし、この考え方に沿ってファンドの組成や管理に取り組むものである。更に、ファンド事業を通じて、新たなリスクマネーの供給を支えるエコシステムの発展を促し、民間主体で自律的に機能する市場の実現を目指していく。

ア　ソーシャルインパクト投資ファンド

社会課題解決型企業を育成し、インパクト投資ファンドのリーディングケースとして発信することで、社会課題解決に官民協働で取り組む新たな金融の流れを加速させる。

イ　創エネ・蓄エネ推進ファンド

系統用蓄電池の社会実装を促進するための官民連携のファイナンスモデルを確立し、安定的な再生可能エネルギーの普及を推進する。

ウ　循環経済・自然資本等推進ファンド

循環経済への移行と生物多様性の保全・回復を推進するために創設したファンドを通じて、持続可能な社会の実現や民間企業と連携した新たなファイナンスモデルの構築を目指す。

エ　官民連携アフォーダブル住宅供給促進ファンド

ファンドへの出資を通じて、子育て世帯等が手頃な家賃で安心して住むことが出来るアフォーダブル住宅の供給を進め、子育て世帯等が住みやすい環境の形成に向けた新たなモデルを構築するとともに、民間主体での供給機運の醸成に繋げていくことを目指す。

オ　官民連携データセンター整備促進ファンド

主に都内企業がユーザーとして使用可能なリテール型等の中小規模データセンターの整備の促進に向け、新たなファイナンスモデルを構築し、当該領域における民間主体の整備気運の醸成につなげる。

(2)　ＳＤＧｓファイナンス促進支援事業

企業がグリーンボンド／ローン等の各種ＳＤＧｓファイナンスにより資金を調達する場合や、金融機関がＳＤＧｓ預金（注）を設定する場合における外部レビューの付与に係る費用を補助することにより、国内におけるＳＤＧｓファイナンスの活用を促進する。

（注）金融機関が預金として集めた資金をＳＤＧｓに資する投融資に確実に紐づけて運用する仕組みの預金

(3)　金融機関と連携したサステナビリティ経営促進事業

都内中堅・中小企業が都と連携協定を締結した金融機関からサステナビリティ・リンク・ローン（ＳＬＬ）、ポジティブ・インパクト・ファイナンス（ＰＩＦ）及び金融機関独自のＳＤＧｓ関連融資により資金調達を行う際に必要となる融資手数料等の費用の一部を補助することで、サステナビリティに配慮した経営への転換を促進する。

(4)　サステナビリティ経営推進情報発信ポータルサイト

サステナビリティ経営に取り組む企業の好事例や、ＳＤＧｓ関連の補助金・セミナー情報等を一元化して発信するポータルサイト「東京サステナブルＮａｖｉ」を運営し、中堅・中小企業のサステナビリティ経営への転換を支援する。

(5)　Tokyo Sustainable Finance Week の実施

FinCity.Tokyo と連携して、サステナブルファイナンスに関するイベントを集中的に開催

している。Japan Weeks（金融庁）をはじめとした同時期に実施される他の関連イベントとも連携を図り、一大イベント・ウィークとして発信することで、サステナブルファイナンスの機運を醸成する。

≪金融イノベーションの推進≫

(6)　東京金融賞の実施

平成 30 年度に東京金融賞を創設し、同賞の金融イノベーション部門にて、都民や都内事業者のニーズや課題の解決に資する画期的な金融商品･サービスの開発･提供を行う金融事業者等を表彰している。また、同賞のサステナビリティ部門では、サステナブルファイナンスの普及活動を実践する金融事業者等のほか、令和７年度からはサステナブルファイナンスを担う人材の育成に取り組む事業者も表彰している。

(7)　フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業

フィンテック企業等及び金融事業者等が新たな金融サービスの事業化に向けた検証を行う際にその経費の一部を支援することに加えて、フィンテック企業等と金融事業者等のマッチングを図り、金融のオープンイノベーションを加速させる。

(8)　フィンテック企業に対する海外進出支援事業

グローバルスタンダードを備えた金融サービスを展開できるフィンテック企業を育成するため、自社サービスの拡大や、新たなネットワークの構築等に向けて、海外への展開を図るフィンテック企業に対して、海外への出展の可能性を検討するための調査や、海外で開催される展示会への出展を支援する。

(9)　フィンテック産業における協業基盤整備支援事業

フィンテック企業と金融事業者等の協業に必要な要件等に関する解説集等の作成及び対外発信への支援を行い、両者の協業を促進させる。

(10)　デジタル証券（セキュリティトークン）市場拡大促進事業

ブロックチェーン上で社債等の有価証券を裏付けに発行するデジタル証券（セキュリティトークン）の導入コストを支援することで、多様な発行事例を創出し、ノウハウや課題を広く共有することで市場拡大を図る。

また、先進好事例を紹介するシンポジウムの開催を通じて、セキュリティトークンの発行機運を醸成していく。

(11)　ステーブルコイン社会実装促進事業

次世代の金融インフラとして期待されるステーブルコインの市場形成促進を目的に、円建てステーブルコインを用いたユースケースを創出する事業者に対し、必要な経費の一部を補助することで、社会実装を後押しする。

また、先進的な発行事例や活用シーンを紹介するイベントの実施により、機運醸成を図る。

(12)　都内のキャッシュレス決済比率の継続的な把握調査

都内のキャッシュレス決済比率を継続的に調査し、2030 年（令和 12 年）の都内の同比率の目標（80%）達成に向けた進捗等を把握する。

≪成長資金の創出≫

(13)　資産運用業の活性化

資産運用業の振興のため、創業や成長に必要な支援を、FinCity.Tokyo とも連携して実施する。

ア　資産運用業の創業に係る支援

創業に必要な情報を提供する「独立開業道場」を実施する。また、投資運用業の業登録を行う事業者に対して、創業に必要な経費を最長で５年間支援するほか、投資運用業者の高度化（事業拡大）に係る経費の支援、資産運用人材の裾野拡大に向けた、投資助言・代理業としての登録や投資運用業者の雇用の下で投資運用経験を積む方が、投資助言・代理業務等を行うための必要な経費の支援を行う。

イ　ＥＭＰの普及促進事業

新興資産運用業者（ＥＭ）の認知度向上や国内アセットオーナーとのマッチングを目的として、「Tokyo Asset Management Forum」を開催するほか、国内の新興資産運用業者の情報を集約したカタログ（「ＥＭカタログ」）を作成し、特色ある新興資産運用業者を紹介する「ＥＭ Showcase」の取組を展開する。さらに、海外のアセットオーナーと国内の新興資産運用業者をマッチングして、面談機会を提供するなど、運用資金獲得を支援する。

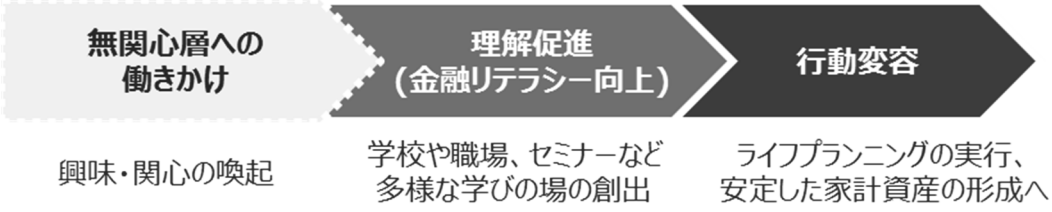
(14)　国際金融エキスパート育成事業

世界と伍してビジネスができる金融人材の育成を目指し、資産運用の活性化や高度化に必要となるデータサイエンティストや国際法務・コンプライアンスに精通したエキスパートの育成に向けたセミナーを開催する。

(15)　ファイナンシャル・ウェルビーイング実現支援事業

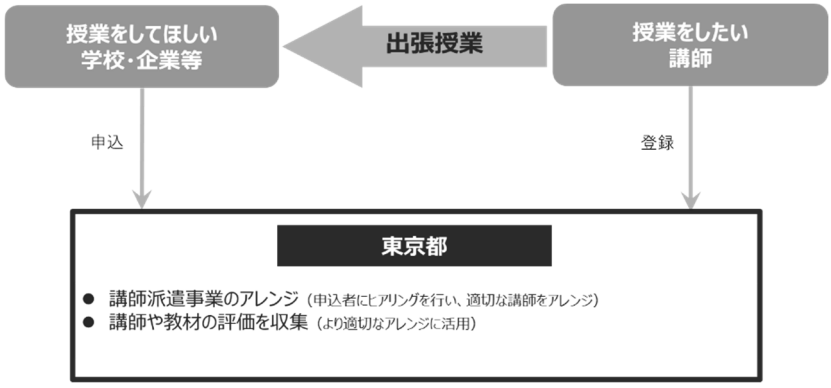
無関心層への働きかけや情報提供、授業やセミナーの実施等に取り組むことで、都民の金融リテラシー向上を推進し、ファイナンシャル・ウェルビーイング（注）の実現を支援する。

（注）自らの経済状況を管理し、必要な選択をすることによって、現在及び将来にわたって、経済的な観点から一人ひとりが多様な幸せを実現し、安心感を得られている状態



ア　講師派遣事業

学校や企業向けに、金融経済教育に関する出張授業やセミナーを行う講師を派遣し、金融リテラシー向上を支援する。



イ　都民向け金融セミナー等の実施

若者や50～60代を対象としたセミナー等を実施することで、金融リテラシーを向上させ、貯蓄から投資への流れを促進する。

金融経済教育推進機構（J-FLEC）と連携し、都が主催するイベント等において、J-FLEC 認定アドバイザー等を迎え、個別無料相談会を実施する。

(16) TOKYO クロスオーバーファンド（企業価値向上支援・資本市場活性化）

未上場企業に投資し、上場後も株式を一定期間保有し支援を行うことで、ファンドを通じて企業の継続的な成長支援と資本市場の活性化に繋げていく。

第２　戦略的な海外プロモーションの推進

１　ビジネス・生活環境整備

国内外から投資を呼び込む国際金融都市としての環境整備に向け、国とも連携し、世界有数のビジネスインフラを備えた東京の優位性を余すことなく発揮し、国際社会から選ばれる都市にする。

(1)　東京開業ワンストップセンター事業

定款認証や法人登記、税務・社会保険に関する相談・申請の窓口を一元化し、法人設立等、開業に係る手続の迅速化を促進する。赤坂に拠点を、渋谷及び有楽町にサテライトセンターを設置している。

(2)　ビジネスコンシェルジュ事業

平成 23 年 12 月に総合特別区域法に基づく「アジアヘッドクォーター特区」が国際戦略総合特別区域として指定され、平成 24 年７月、外国企業のアジア地域の業務統括拠点等の東京への誘致を積極的に推進する国際戦略総合特別区域計画が国から認定を受けた。同年 10 月、外国人・外国企業の都内進出をサポートするため、外国人・外国企業のビジネスから生活面にわたる多様な支援ニーズにワンストップかつ英語で対応する窓口として、ビジネスコンシェルジュ東京を開設した。令和２年 10 月には、ビジネスコンシェルジュ東京香港窓口を開設し、現在、赤坂、丸の内、有楽町及び香港に窓口を設けている。

(3)　外国人材等に対する英語での生活環境整備

外国人材等の生活面を英語で支援するため、英語対応生活支援アドバイザー窓口を赤坂に設置している。行政手続や銀行口座開設等の手続について相談に応じるとともに、必要に応じて手続先への照会や、銀行窓口等への同行支援を行う。また、都心３区等とも連携し、外国人材等の生活面における英語対応の課題を共有するとともに、対応策を協議する。

(4)　グローバルファイナンシャル企業等誘致・進出支援事業

ア　誘致プログラム（金融系分野・第４次産業革命関連分野（IoT、ビッグデータ、ＡＩ等））

金融系分野の外国企業の東京進出・定着に向け、外国企業を効果的に発掘、誘致し、東京進出に向けたコンサルティング等の支援を実施するとともに、東京進出後も、事業展開に向けた支援を継続する。また、国際戦略総合特別区域計画として特区内に進出する特定の外国企業を対象とした誘致を計画して内閣総理大臣の認定を受けている。令和６年度～令和８年度の第４期計画により、第４次産業革命関連外国企業の特区内への誘致に向けたコンサルティング等の支援を実施している。

【第４期誘致計画の概要】

・外国企業を３年間で 375 社以上誘致
・アジア地域の業務統括拠点及び研究開発拠点を設置する第４次産業革命関連を中心とした外国企業を３年間で 30 社以上発掘・誘致
・金融系外国企業を３年間で 30 社以上発掘・誘致
・外国企業と都内企業との引き合わせ件数を３年間で 750 件以上

イ　補助金プログラム（金融系外国企業進出・定着支援補助金、第４次産業革命関連企業向け拠点設立補助金）

金融系分野の外国企業に対し、東京進出及び事業活動の展開に係る経費の一部を補助することで、都内進出、定着を後押しする。また、新たに拠点を設立する第４次産業革命関連外国企業に対し、拠点設立に係る経費の補助を行うことで進出を後押しする。

ウ　グリーンファイナンス外国企業進出支援プログラム

グリーンファイナンスに取り組む金融系外国企業が都内で事業展開する際の経費を補助するとともに、ビジネスマッチング等のコンサルティング支援を実施する。

(5)　外国企業誘致の更なる推進

Invest Tokyo ウェブサイト上のｅビジネスコンシェルジュ（ビジネスコンシェルジュ東京における代表的な質問を集めた多言語対応のＡＩチャットボット）の運用のほか、スタートアップ戦略推進本部が所管する海外機関との窓口業務、Access to Tokyo（ロンドン、パリ、サンフランシスコ、シンガポール、ベンガルールの５か所に海外ハブ組織との連携窓口を設置）や、海外ベンチャーキャピタル・アクセラレータ誘致の取組と連携し、海外の企業及び高度人材の東京進出を一層促進させる。

また、金融関係のライセンス登録手続等に係る言語障壁の解消や、参入ルール・プロセスの明確化を実現するため、手続等に関する英語解説書を公表している。

(6)　インターナショナルスクール設立等支援事業

インターナショナルスクールの設立等を検討している者に対して、各種相談への対応や、ビジネスマッチング支援、行政手続支援、需要調査等のコンサルティング支援を行う。また、都内のインターナショナルスクールに関する情報を集めたポータルサイトを運営し、高度外国人材等に向けて情報発信を行う。

２　戦略的な情報発信

FinCity.Tokyo のもつノウハウや会員企業、海外金融プロモーション組織等とのネットワークを活用し、国や業界団体、関係機関とも連携の上、海外主要都市での対面プロモーションや多様なメディアによる情報発信を戦略的・継続的に展開し、国際金融都市及びビジネス都市としての東京の魅力や都の誘致施策の認知度向上を図り、さらには外国企業による東京進出や海外からの投資を後押しする。

(1)　世界に向けた戦略的なプロモーション

外国企業や海外投資家等に対し、ウェブサイトやＳＮＳ、記事広告、ＰＲ動画等により広く情報発信を行うとともに、海外主要都市や都内でのフォーラム等の開催・参加を通じて海外のプレイヤーとのネットワークを構築し、東京への資金・人材・技術・情報の集積に向けた効果的なプロモーションを行う。さらに、海外金融関係者を対象としたアンケート調査により、その効果や認知度を把握し、より効果的なプロモーションの展開に活用する。

外国企業や海外人材向けの情報発信の一つとして、東京の魅力や誘致施策、ビジネス環境整備などの都の支援策等を明確に伝えるため、ポータルサイト「Invest Tokyo」を運営している。引き続き、スムーズな情報入手や視認性の向上など、更なる改善に取り組み、閲覧者が

必要な情報に容易にアクセスできるサイトを目指していく。

(2)　海外メディアを活用した認知度向上施策

FinCity.Tokyo と連携し、海外金融専門誌への記事広告掲載を行うとともに、メディアラウンドテーブル等を通じて国内外のメディアとのリレーション構築・強化を図り、東京の魅力や誘致施策等の取組について、第三者を通じた客観的で信頼性の高い情報発信に繋げる。

(3)　都内企業の国際戦略に向けた海外 IR 支援事業

都内企業の IR 部門等を対象に、海外投資家等が求める IR 情報を英語発信するために必要な支援を実施し、広く海外からの投資を呼び込む。